

## 第2回浦安市福祉有償運送運営協議会(議事要旨)

- 1 開催日時：平成19年1月22日(月) 午前10:00～11:30
- 2 開催場所：浦安市文化会館 第2練習室
- 3 出席者：藤城会長(城西国際大学教授)、小田副会長(浦安市老人クラブ連合会代表)、中西委員(浦安市民生委員児童委員協議会代表)、三上委員(タクシー事業者代表)、飯田委員(介護タクシー事業者代表)、馬場委員(浦安市身体障害者福祉会代表)、川口委員(浦安市手をつなぐ親の会代表)、石川委員(保健福祉部長)、山中委員(保健福祉部次長)、米本委員(高齢者支援課長)、峯崎委員(障害福祉課長)

実施団体法人「社会福祉法人 パーソナル・アシスタンスとも」職員2名

事務局(高齢者支援課主幹、高齢者福祉係長、係員、障害福祉課補佐、係員2名)

### 4 次第

- (1) 委嘱状交付について
- (2) 情報公開について
- (3) 会長あいさつ
- (4) 委員自己紹介

### 5 議題

- (1) 道路運送法改正について
- (2) 実施主体の状況報告について
- (3) その他

### 6 議事の概要

#### (1) 道路運送法改正

平成18年10月1日より改正された道路運送法について、改正点の内容を事務局より説明する。その後、質疑応答。市のガイドラインの内容を変更する場合は、協議会にかけて委員の承認を得る必要があることを確認する。

#### (2) 実施主体の状況報告

平成18年4月から9月の利用状況について、実施主体より説明する。その後、質疑応答。タクシー業界や市民団体との意見交換を行い、今後もそれぞれの団体と共存しながら運営していくことを確認する。

#### (3) その他

次回については、1年以内に実施主体の運行状況報告を兼ねた協議会を開催すること

とする。

また、新たな申請事業者の申し出や、現実施団体の登録内容に変更があった場合には、必要に応じて協議会を開催することとする。

## 7 会議経過

### (1) 委嘱状交付について

千葉県運輸支局輸送課長が転任のため、後任である首席運輸企画専門官の大蔵幸雄氏に委嘱状を交付する旨、事務局より説明する。今回は欠席の連絡あり。

### (2) 情報公開について

議事録の公開を行うと共に、今回は傍聴者が1名いることを事務局より説明する。

### (3) 会長あいさつ

### (4) 委員自己紹介

## 議題1 道路運送法改正について

—配布した資料に基づき、事務局より説明—

会長：ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見などありますでしょうか。

なお、この法改正の内容と整合性をとり、浦安市の福祉有償運送運営協議会設置要綱の一部改正を要することに関しては、ただいま事務局で調整を行っており、今後庁内の承認を得た後、各委員の皆様にお知らせする旨、事務局より説明を受けておりますので、各委員の皆様もご承知置きください。

意見・質問等ございませんか？

委員：では一つお伺いします。法改正の点については理解しましたが、これに対して浦安市の独自のガイドラインは今のところ変わらないという認識でよろしいのでしょうか。昨年の会議の中ではガイドラインを基に審査をしたが、送迎の対象者や運転手の要件など多少の足かせがあったかと思われまます。それはそのまま継続という事でよろしいのでしょうか。

会長：ただいま浦安市の独自のガイドラインについて、法改正に伴い変更することがあるかどうかという質問がございました。このガイドラインに関しましては、その内容を変更する場合は当然協議会にかけて委員の承認を得る必要があるかと思えます。事務局の方も私の意見と相違ありませんか？

事務局：(同意)

会長：それでは、この点につきましてはご理解いただけたということで、他にないようでしたら、議題2の実施団体の活動報告に移らせていただきます。報告に対しては改善指導など様々な意見を頂戴してまいりたいと思えます。ではパーソナルアシスタンスとものほうから事業の報告をいただきたいので、入場を許可したいと思います。

—とも入場—

## 議題2 実施主体の状況報告について

会長：それでは、まず事務局より総括的なことが何かありましたらよろしくお願いたします。

事務局：それでは、前回の協議会で承認されました実施団体でありますパーソナルアシスタンスともであります。平成18年4月1日付けでNPO法人より社会福祉法人に変更されたとの報告を受けていますので、皆様にもご報告いたします。福祉有償運送の実施については、3ヶ月毎に運行記録や利用状況の分かるもの等の提出をしていただいております。今回は18年4月から9月までの利用状況について、事務局で事前に確認をしましたので、詳細について実施団体より説明をいたします。

### ―活動報告書に基づき、実施主体より説明―

会長：それでは今の報告について、ご意見を頂戴したいと思います。

まずは市民代表の方で、質問や意見がありましたらお願いいたします。

委員：訪問活動の中で相談も多様化していますが、民生委員の定例会でも移動の方法についてはあまり知られていないという現状です。今「とも」では利用者が登録者の2割という事で低いですが、PR不足ではないかと思えますがいかがですか？

とも：現在利用者は登録者の2割と報告しましたが、登録者116人についてアンケートをとった結果、8割が移動のために車を使っていることが分かりました。それが、福祉運送ではなく、タクシー券やバス券などの公共交通機関であります。浦安市内では福祉運送を使わなくても、市内の公共交通機関の努力が進み、移動困難者の希望がかなえられていると認識しています。

会長：他にいかがですか？市民代表・利用者代表の立場でご意見ご要望はございませんか？

委員：老人クラブや民生委員、高齢者の団体から話を聞くと、利用率が低いように感じます。福祉運送のあり方については、事務局やタクシー会社との兼ね合いをもう少し突き詰めて、審議する必要があるのではないのでしょうか。市民にとっては内容が漠然としていると思われるので、その辺を踏まえた上で、総体的にどういう傾向にしたらいのかという話し合いが必要かと思えます。自分で動ける人は公共交通機関のバスやタクシーでよいでしょうが、どうしても車いすでないと動けない人ももちろんいます。「とも」だけではなく、登録団体も増えていくべきなのか等、まだまだ今後の課題が多いと思えます。

会長：第1回目の協議会では、ただいま問題に上がりました福祉タクシーなどとの競合という点で危惧があったのですが、実際にやってみて、タクシー事業者側から現在の状況について、また何かご意見等ありましたら発言していただけますか。

委員：登録者116名のうち利用者は2割程度と聞いていますが、みなさんそれだけ利用される方たちが自立しようとして努力されている部分もあるのではないかと感じます。逆にいうと、公共交通機関で移動できる方が頑張っている結果、福祉運送の利用が減っているという事です。現在福祉タクシー券の枚数は非常に多い状況です。

不必要なケアをして、利用者の自立を妨げるのもよくないのかと思います。市川市の現状はまるで逆で、どんどん福祉運送が増えているようです。浦安市はその必要性が低いという事で、いい状況なのではないでしょうか。「とも」からも広報などもらって拝見していますが、基本的にはレスパイトという考え方ですね。タクシー業界での移動手段を利用できない、外見だけでは障害者と分からない等の人に対しても、尽力しているのだらうと思います。タクシー業界にも要望を言っていただければ、ぜひ協力したいと考えています。セダン利用の登録については今のところ考えていないとの事ですが、セダンで移動できる方については言ういただければ、タクシー業界で協力したいと思っています。今後も、利用者に対しあまりお節介に手を差し伸べてしまうと、ますます自立できなくなってしまうのではないのでしょうか。公共交通機関の整備ができてこの現状は、悪くないと感じています。移動制約者といわれる人たちの実数は把握していても、実際一人ひとりの状況はどうであるのか、会員数も少しずつ増えているので、その中でのお手伝いができればと思っています。

会長：ありがとうございます。タクシー事業者の側から、従来のタクシーも活発に利用されている中で、必要な方には自立支援という視点で見ていくという前向きなご指摘をありがとうございます。反面、市民代表からは、その仕組み自体が複雑で市民の方が理解していないのではないかという危惧もあります。それに対し、市の方ではどういう取り組みをしているのか、市の委員もしくは事務局からお話ください。

事務局：障害福祉課です。市民へのPRという話がでましたが、今の民生児童委員の定例会・高齢者への講座などで、必要に応じてお話することはできますが、同時に地域の中で公共交通機関との共存という問題も出てきています。それを含めた形でPRをしていくと同時に、福祉運送の必要性・移動困難者の人数把握なども勘案していかなくてはならないと思っております。

会長：ありがとうございます。本日の資料の中で、移動困難者の動向についても数字でみとることができます。手帳所持者・要介護認定者の推移は毎年伸びております。

では元に戻って、パーソナルアシスタンスとものご報告について意見交換をしてきましたが、他に意見はございますでしょうか。

委員：利用者は障害者・要介護者などという事ですが、障害者と要介護者それぞれについて、どういう目的での利用が多いのか、イメージを聞かせてください。

会長：はい、それでは「とも」よりお願いします。

とも：障害者も要介護者も共通しているのは、通院での利用です。その他高齢者が多いのが買い物の際の送迎、障害児では療育センター等への通所、養護学校の送迎が多いといえます。

委員：実際は、ある特定の人が何度も利用することが多いのか、それとも会員の方がまんべんなく利用する事が多いのか、どちらでしょうか。

とも：公共交通機関を利用できない方なので、同じ方が月のうちに何度も利用する事が多

いです。生活の行動範囲が広く、車でなければ外出できず、療育・病院・運動公園のプールなどの利用が多い現状です。また福祉運送の特性は、全て予約制という事ですので、あらかじめ予定している場所への送迎となってきます。

会長：まとめますと、登録されている中で、利用する頻度が高いグループがあるという事ですね。定期的な通院・養護学校・療育など、目的も分かりました。非常に大事なご質問で、利用形態・回数・特質について、理解することができました。

ちょっと脱線しますが、各市町村では障害者福祉計画を作成してしまして、その計画の中に移送の目標なども掲げてるかと思えます。そのときに市の状況をアンケートなどで取った中で、外出について普段どのくらいの頻度であるか、また希望しているかについても調べているはずですが、意外とたくさん外出できているグループと、ほとんど外出できていないグループとに分かれているのが実態かと思えます。意外と外出できている人については「とも」などを利用できているのではないのでしょうか。それができず、家に閉じこもっている人もいるのでしょうか。私会長としての意見として、行政側でもぜひその実態をご研究いただければと思います。それでは議題2につきまして、ご意見ご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、その他につきまして事務局よりお願いいたします。

事務局：それでは連絡になりますが、次回の協議会の日程についてご連絡いたします。次回も一年以内に実施主体の状況報告を兼ねた協議会を開催できればと考えております。また、新規の申請・現実施団体の登録内容の変更等ございましたら、必要に応じて協議会を開催することとなるかと思えます。お忙しいかと存じますが、その節はご協力の程よろしくをお願いいたします。

会長：それでは皆様のご協力によりまして、本協議会で予定しました議題につきましては、活発な意見交換をすることができました。なお、実施主体におかれましては、NPOから社会福祉法人へ発展されたという事もございます。今後とも安全運転を心がけながら、主旨に基づいた活動を行っていただけるよう要望いたしまして、第2回浦安市福祉有償運送運営協議会を閉会させていただきます。委員のみなさま、ご苦勞様でございました。

<問い合わせ先>

保健福祉部高齢者支援課高齢者福祉係 担当：有澤 電話：047-381-9071（内線2123）

以上